中大利区規約

第１章　　総　則

（区の名称等）

第１条　　１．本区は中大利区（以下「区」という）と称する。

２．区の事務所は、中大利公民館内（中央１丁目２番１５号）に置く。

（目　的）

第２条　　区は区域内に住所を有する者（以下、区民という）が安心して安らぎ、支えあい、明るく、快適に、助け合える地域社会を築くことを目的とする。

（構　成）

第３条　　区は区民全員をもって構成し、組制を設け、組長を置く。

（事　業）

第４条　　区は第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。

（１）　区民の健康増進、環境衛生の改善、災害防止、安全等に関する事業

（２）　公民館活動に関する事業（子ども会育成会、シニアクラブ（げんき会)、食改善、文庫）

（３）　その他目的達成に必要な事業

（公告等）

第５条　　区の公告その他区民への周知事項は、組長を通じ各戸配布・回覧などにより周知するものとする。

第２章　　役員、監査員、相談役、組長の報酬手当

（役員の設置）

第６条　１．区に役員として区長（公民館長を兼務)、副区長（副公民館長を兼務)、公民館会計を置く。

２．執行部の業務軽減のため、公民館総務及び協議員を若干名置く事が出来る。

３．前項の役員の任務等は、次のとおりとする。

名　称		職　　名	任　　務	定数	任　期	選出	承認
役員会	執行部	区長兼 公民館長	区を代表し区及び公民館業務を統括する	１名	２年とし再任を妨げない	選考委員会で推薦する	総会で承認する
		副区長兼 副公民館長	区長を補佐し、区長に事故あるときは、区長の職務を代行し、公民館活動の指導助言をする	１名			
		公民館会計	公民館長を補佐し、公民館の運営及び会計の適正処理	１名			
		公民館総務	公民館長を補佐し、業務の企画検討を行う				
		協議員	区行事に関する協議に参加して運営上の提言をする 区の運営に選任し各種団体の長には就任しない				

（監査員、相談役及び組長）

第７条　１．前条の役員のほか、区に監査員２名及び相談役並びに各組に組長を１名を置く。

２．監査員、相談役及び組長の任務等は、次の通りとする。

職　　名	任　　務	任　　期	選出方法
監　査　員	区の決算などを、監査する。監査員は役員会に出席の必要がある時は出席できる。	２年再任を妨げない	選考委員会で推薦し、総会で決定する
相　談　役	区長の諮問に応じ意見を具申し、区の行政に関する協議・執行に参加する	１年再任を妨げない	区長が選任することができる
組　　長	組を代表し区長を補佐する。	１年再任を妨げない	各組で選出する

（報酬及び手当）

第８条　　役員、体育・文化・福祉・安全部員、組長、監査員、相談役に対する報酬及び手当の額は、総会において定めるものとする。

（事務員）

第９条　１．本区の業務を処理するため事務員を置く事が出来る。

２．事務員の任期は原則として、１年とし継続の場合は都度協議のこととし区長が認可する。

第３章　　会　議

（会議の種類）

第１０条　　区の会議は、総会、役員会、組長会、各種団体長会及び選考委員会とする。

（総会）

第１１条　１．総会は通常総会と臨時総会とし、通常総会は役員会の決議を経て、区長がこれを招集する。
臨時総会は、役員会が必要と認めたとき区長がこれを招集する。

２．総会は、役員及び組長新旧各１名の代議員をもって、これを構成する。
（但し、欠席の場合は委任状を提出する。）

３．総会の日時・場所は、総会の１カ月前までに区民に通知し、総会資料は１０日前までに配布する。

４．総会は次の事項を決定する。
（１）予算及び決算
（２）事業計画及び事業報告
（３）規約の改廃
（４）役員及び監査員の決定
（５）区費及び役員等に対する報酬並びに手当の額の決定
（６）その他の事項

５．総会は第２項の規定により、議決権有資格者のうち委任状提出者と出席者が総数の過半数をもって成立する。この場合において、委任状提出者は出席とみなす。

６．総会の議長は、その都度出席者の中から互選により定める。

７．総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員会）

第１２条　役員会は、区長の判断でこれを招集する。ただし、役員の３分の１以上の者の要求があれば、区長はこれを招集しなければならない。

（組長会）

第１３条　１．組長会については、原則として年６回開催する。

２．組長会は、組長及び３役をもってこれを構成する。

(選考委員会)

第１４条　１．選考委員会は、役員経験者（若干名）および有識者（若干名）をもって、これを構成する。

２．選考委員会は、役員および監査員を選任する必要が生じた時、その候補者を選出するために、区長がこれを招集する。

３．選考委員の中より委員長を区長が任命し一任する。

第４章　　事業年度、経費、会計及び監査

（事業年度）

第１５条　区の事業年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（経　費）

第１６条　区の事業に必要な収入財源は、区費、事業所区費、公民館使用料、
市交付金、補助金、寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

（区　費）

第１７条　１．区民は世帯毎に区費を納めなければならないものとする。
ただし、区長が認めたときは、これを減免することが出来る。
２．区費の額は、総会において定める。
３．区費は組長が徴収し区会計に納める。
４．年度中途の転出者については、転出の月まで、転入者については転入の翌月から
区費を徴収するものとする。
５．区外に住所を有するもので、区域内で事業所を有する者は、別に定める基準により、
事業所区費を納入しなければならないものとする
６．公民館使用料については、別に定める公民館使用規則による。

（予算及び決算）

第１８条　１．区の予算及び決算は、総会の議決を経て定めるものとする。
２．区長は毎事業年度終了後３月末日現在で、次の書類を
作成しなければならない。
（１）事業報告書
（２）会計に関する書類

（監　査）

第１９条　監査員は、前条第２項の書類に基づき会計監査を実施し、
その結果を総会に報告しなければならない。

(決算書類の管理)

第２０条　１．会計資料の保管期間は５年間とする。
２．区民より、第１８条２項の書類閲覧の要請があった場合は、
その必要性を区長が判断し公開の可否を決定する。

第２１条　区長は各助成団体から決算報告をうけなければならない。
また、その内容を監査したのち、適正な指導を行うこと。

第５章　　雑　則

（委任）

第２２条　天災その他非常の場合、区の役員で情報の収集と
分析を行い全世帯招集の必要があると役員会で認めたときは、
組長の出席を求めることができる。

第２３条　この規約に定めるもののほか、区の運営に関し必要な事項は、役員会で別に定める。

第２４条

（事務局弔慰金）

（１）　区役員及び、監査委員、相談役に関する弔慰金について

本人　死亡の場合	生花（１対）
	香典　１０，０００円
	初盆　　５，０００円
配偶者、父母、死亡の場合	香典　１０，０００円
	初盆　　５，０００円
疾病の場合（１５日以上の入院の場合）	見舞金　５，０００円

※事務員もこれに準ずる

（２）　行事等で事故が発生した時の対応について

（コミュニティ保険）

① 基本的には、市のコミュニティ活動災害補償制度を利用する

保証内容等は以下の方法で確認をお願いします

・市役所担当課：地域創造部 コミュニティ文化課 共働推進担当

電話：092-580-1836　ファクス：092-573-7791

場所：新館３階

・ホームページ：大野城市コミュニティ活動災害補償制度｜大野城市（city.onojo.fukuoka.jp）

「大野城市　コミュニティ活動災害補償制度」と検索してください

（記念品）

② 区役員が任期満了で退任する場合は、記念品を進呈する

役員とは、中大利区規約第６条による

協議員、公民館総務	年	５，０００円
三役	年	１０，０００円

（区民弔慰金）

③ 区民に関する弔慰金（区費納入者）　香典　３，０００円

（事務員退職金）

第２５条　①　採用事務員については労働条件等を事前に提示して、本人承諾後に契約書を交わすこととする

②　契約書については厚生労働所のひな形を利用する

③　契約期間は１年ごととし公民館の会計年度を基準とする。途中採用の場合は初年度は３月末日までとなる

④　双方からの申し出がない限り期間は１年ごとの自動延長とするが、担当役員は県の最低賃金を調査し必要に応じて給与を改定すること、また、本人からの交渉申し出には真摯に対応すること。

⑤　退職金については以下に定める退職金を上限として支給するものとする。

支給額＝（勤務年数＋退職年の日割り）×退職時基本給　（日割りは閏年を考慮する）

（例）　2022.02.01~2024.04.30　の場合

2022.02.01- 2022.03.31	28 + 31 = 59	59 / 365 = 0.161	⇒ 0.17
2023.04.01- 2024.03.31	365	365 / 365 = 1.0	
2024.04.01- 2024.04.30	30	30 / 365 = 0.082	⇒ 0.09

支給のための係数は　1.26 となる

⑥　上記項目については全て役員会承認を得ること

附　則

この規約は、令和６年４月２１日から施行する。

改正履歴

2023/04/30　第１回定期総会

改正前	改正後
第１章 第４条 （１）区民の福祉増進、環境衛生の改善及び土木、災害防止等に関する事業	第１章 第４条 （１）区民の健康増進、環境衛生の改善、災害防止、安全等に関する事業
第２章　　役員、監査員、相談役、組長の報酬手当 （役員の設置） 第６条 １．区に役員として区長（公民館長を兼務)、副区長（副公民館長を兼務)、 公民館会計、及び協議員を置く。 ２．前項の役員の任務等は、次のとおりとする。	第２章　　役員、監査員、相談役、組長の報酬手当 （役員の設置） 第６条 １．区に役員として区長（公民館長を兼務)、 副区長（副公民館長を兼務)、公民館会計、公民館総務及び協議員を置く。 ２．前項の役員の任務等は、次のとおりとする。 公民館総務 公民館長を補佐し、業務の企画検討を行う
第２章 第７条　２．監査員、相談役及び組長の任務等は、次の通りとする。 相談役の任務 区長の諮問に応じ意見を具申し、区の行政に関する協議に参加する	第２章 第７条　２．監査員、相談役及び組長の任務等は、次の通りとする。 相談役の任務 区長の諮問に応じ意見を具申し、区の行政に関する協議・執行に参加する
第３章 第１１条 5. 総会は第２項の規定により、出席すべき者の過半数以上の出席が無くては開くことが出来ない。この場合において、委任状提出者は出席とみなす。	第３章 第１１条 5. 総会は第２項の規定により、議決権有資格者のうち委任状提出者と出席者が総数の過半数をもって成立する。この場合において、委任状提出者は出席とみなす。
第３章 第１３条　３．組を分けて、それぞれにブロック長を配し、ブロック長はそのブロックを取りまとめ区の運営に協力する。	第３章 第１３条　３．　全削除 ＊各章にある「ブロック長」も削除する
第４章 第２０条　２．　新規挿入	第４章 第２０条　２．会計資料の保管期間は５年間とする
第５章 第２２条 天災その他非常の場合、区の役員で情報の収集に当たり、分析を行い全世帯招集の必要があると役員会で認めたときは、各ブロック長の出席を求めることができる。	第５章 第２２条 天災その他非常の場合、区の役員で情報の収集に当たり、分析を行い全世帯招集の必要があると役員会で認めたときは、組長の出席を求めることができる。

2024/04/21　第２回定期総会　改正案

1. 事故発生時の対応

改正理由：

市の補償制度は変更される場合があり、手続き上の提出資料なども変わることが考えられる

そのため、市のホームページを参照するように誘導したい

改正前：

第５章　　雑　則

（２）　行事等で事故が発生した時の対応について

① 基本的には、市のコミュニティ保険を適用する

・入院　１日　３，０００円　　事故より１８０日以内

・通院　１日　２，０００円　　上記のうち９０日以内

改正後：

第５章　　雑　則

（２）　行事等で事故が発生した時の対応について

① 基本的には、市のコミュニティ活動災害補償制度を利用する

保証内容等は以下の方法で確認をお願いします

・市役所担当課：地域創造部 コミュニティ文化課 共働推進担当

電話：092-580-1836　ファクス：092-573-7791

場所：新館３階

・ホームページ：大野城市コミュニティ活動災害補償制度｜大野城市（city.onojo.fukuoka.jp）

「大野城市　コミュニティ活動災害補償制度」と検索してください

２．事務員採用と退職金

改正理由：

昨今の労働基準法では現行の区の運用では不十分である。労働者との雇用に関しては契約書を作成し

両者で取り交わす必要がある。ここでは、契約書を交わすことと給与と退職金の概略を説明してはどうか。

給与の計算は全て端数切り上げで計算することになっており、切り捨ての文言は使用しない。

また、１年未満の退職が考慮されていない

（契約書に１年未満は払わない事を明記して合意すれば認められる）

改正前：

（事務員退職金）

第２５条　中大利区公民館に勤務する事務員にたいして、規約に定める退職金を支給する

ものとする。

支給額＝勤務年数×退職時基本給

（但し、採用、退職年時の月の端数は切り捨てとする）

改正後：

（事務員の契約について）

第２５条　採用事務員については労働条件等を事前に提示して、本人承諾後に契約書を交わすこととする

② 契約書については厚生労働所のひな形を利用する

③ 契約期間は１年ごととし公民館の会計年度を基準とする。途中採用の場合は初年度は３月末日までとなる

④ 双方からの申し出がない限り期間は１年ごとの自動延長とするが、担当役員は県の最低賃金を調査し必要に応じて給与を改定すること、また、本人からの交渉申し出には真摯に対応すること。

⑤ 退職金については以下に定める退職金を上限として支給するものとする。

支給額＝（勤務年数＋退職年の日割り）×退職時基本給　（日割りは閏年を考慮する）

（例）　2022.02.01~2024.04.30　の場合

2022.02.01- 2022.03.31　28 + 31 = 59　59 / 365 = 0.161 ⇒ 0.17

2023.04.01- 2024.03.31　365　365 / 365 = 1.0

2024.04.01- 2024.04.30　30　30 / 365 = 0.082 ⇒ 0.09

支給のための係数は　1.26 となる

⑥上記項目については全て役員会承認を得ること

３．事故発生時の対応

改正理由：

公民館三役は執行部であり必須要件であるが、他の役についてはその限りではないため

改正前：

第２章　　役員、監査員、相談役、組長の報酬手当

（役員の設置）

第６条　１．区に役員として区長（公民館長を兼務)、副区長（副公民館長を兼務)、公民館会計、公民館総務及び協議員を置く。

及び表

改正後：

第６条　１．区に役員として区長（公民館長を兼務)、副区長（副公民館長を兼務)、公民館会計を置く、公民館総務及び協議員を置く。

注意：表中に定数とあるが公民館総務及び協議員はその年の活動内容なりを考慮して確定するため若干名とする。